

## 市有地常時公募売却実施要領

市有地公募売却において、一般競争入札により落札されなかった物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により売却します。

市有地常時公募売却の随意契約は、申請者から売却申請書及び見積書を提出していただき、あらかじめ公表している最低売却価格（予定価格）以上で見積りをした者を、落札候補者（契約予定者）と決定します。

ただし、申請受付開始時刻（午前9時30分）に申請者が2名以上いるときは、見積合わせを行い、最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって見積りをした者を、落札候補者（契約予定者）と決定します。

その後、この落札候補者（契約予定者）が見積参加資格を有すると確認された場合は、その方を落札者として決定します。

売却を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、ご希望の物件の売却申請書及び見積書を提出してください。

### **※ なお、見積後に落札者名等を開示する場合があります。**

開示する場合は、

資格確認中は、個人・法人の別、見積額を開示します。

資格確認後は、法人名（個人名は公表しません。）、見積額を開示します。

### 1 売却物件及び最低売却価格（予定価格）等

売却物件及び最低売却価格（予定価格）等については、売却物件一覧表をご覧ください。

### 2 見積参加者の資格

- (1) 見積参加者となることができるのは、個人又は法人です。  
（注）2名以上の連名（共有）での見積参加も可能です。
- (2) 次の事項に該当する者は、見積りに参加できません。
  - ① 市税を滞納している者
  - ② 当該見積りに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
  - ④ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ⑥ 次に掲げる事項の一つに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ 契約により、代価の額を契約の後に確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
    - キ 前各事項の一つに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当た

- り代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑦ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者

### 3 見積参加に当たっての留意事項

- (1) 見積参加の事前受付はありません。  
申請時に、ご希望の物件の売却申請書及び見積書を売却担当課へ提出してください。
- (2) 見積参加に当たっての留意事項
- ① 複数の物件がある場合に、1者（法人を含む。以下同じ。）が複数の物件の見積りに参加することができます。
- ② **所有権の移転登記の際に共有での登記を希望される場合は、共有予定者全員が連名で見積りしてください。共有予定者間の持分割合を除き、見積後に共有予定者を変更することはできません。**
- ③ 見積りに参加しようとする者は、見積前に必ず物件の下見をして現況を確認してください。
- ④ 物件の説明、又は測量図等の閲覧を希望される方は、下記売却担当課までお申し出ください。

#### 売却担当課

物件番号2 広島市財政局管財課（広島市役所本庁舎9階）

電話 082-504-2080

物件番号3 広島市都市整備局都市整備調整課（広島市役所本庁舎6階）

電話 082-504-2313

### 4 見積方法

- (1) 見積方法
- ① 見積者は、所定の売却申請書及び見積書に必要な事項を記載し、押印（原則として、印鑑登録済みの印（実印））のうえ提出してください。  
個人又は法人の代表者が実印以外の印を使用して見積りに参加される場合は、その使用印について使用印鑑届を提出してください。
- ② 見積りは、代理人が行うことができます。この場合、物件ごとに委任状を提出してください。法人で代表者以外の者（従業員など）が見積りに参加される場合は、委任状が必要です。  
売却申請書及び見積書には、この委任状に記された代理人が、記名・押印することになります。**（代理人が見積時に使用する印鑑は、委任状で届け出た代理人使用印鑑（認印を使用可能）です。）**
- (2) 見積金額  
見積金額は、契約希望価格の総額を記載してください。
- (3) 見積書の書換え等の禁止  
見積者は、その提出した見積書の書換え、差換え、撤回をすることはできません。
- (4) 見積回数  
見積回数は1回です。あらかじめ最低売却価格（予定価格）を公表しているため、再見積りはありません。
- (5) 見積りの無効  
次のいずれかに該当する見積りは、これを無効とします。
- ① 広島市が定める最低売却価格（予定価格）を下回る金額で見積りしたもの（最低売却価格（予定価格）と同額以上であれば有効です。）。
- ② 見積りに参加する者に必要な資格のない者が見積りしたもの。

なお、見積参加資格については、見積書提出後に確認します。

- ③ 見積書に記名押印がないもの（**実印（使用印鑑届・委任状を提出している場合は届け出た使用印鑑）以外の印を押印したのもも無効です。**）。
- ④ 見積書の記入文字が明確でないもの。
- ⑤ 見積金額を訂正したもの。
- ⑥ 一つの物件に同一の見積者又は代理人から2通以上の見積書が提出されたもの。
- ⑦ その他見積りに関する条件に違反したもの。

## 5 落札候補者（契約予定者）の決定

### (1) 落札候補者（契約予定者）

最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって売却申請書及び見積書を提出した者を落札候補者（契約予定者）とします。

ただし、申請受付開始時刻（午前9時30分）に申請者が2名以上いるときは、見積合わせを行い、最低売却価格（予定価格）以上で最高の価格をもって見積りをした者を、落札候補者（契約予定者）と決定します。

落札候補者（契約予定者）となるべき同価格の見積りをした者が2人以上いるときは、直ちに当該見積者にくじを引いていただき落札候補者（契約予定者）を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該見積りに関係のない広島市職員にくじを引かせます。

### (2) 見積打ち切り

最低売却価格以上の価格の見積りがない場合は、見積りを打ち切ります。

### (3) 見積結果の発表

見積りをした者が2人以上おり、落札候補者がいる場合は、最高価格の見積金額を、落札候補者がいない場合は、その旨を発表します。

なお、最高価格以外の見積金額や順位等は発表しません。

## 6 資格確認

### (1) 落札候補者は、次の書類を売却担当課に提出してください。

なお、提出期限までに書類を提出できない場合は、見積りを無効とします。

#### ① 提出期限

落札候補者決定日から7日を経過する日（最終日が広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い広島市の休日でない日）まで。

#### ② 提出書類

##### ア 個人の場合

(ア) 資格確認申請書

(イ) 印鑑登録証明書 1通

(ウ) 身分証明書（外国人の方は住民票の写し） 1通

(エ) 市税の納税証明書（滞納がない旨） 1通

(注) (イ) 及び (ウ) は、発行後3か月以内のもの。

身分証明書は、本籍地の市町村で発行されます。

連名（共有）で見積りした場合は、見積者全員の書類が必要です。

##### イ 法人の場合

(ア) 資格確認申請書

(イ) 印鑑証明書 1通

(ウ) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書） 1通

(エ) 役員名簿

(オ) 市税の納税証明書（滞納がない旨） 1通

(注) (イ) 及び (ウ) は、発行後3か月以内のもの。

連名（共有）で見積りした場合は、見積者全員の書類が必要です。

- (2) 資格確認申請書等を提出した落札候補者について、資格確認を実施します。資格確認には、3週間程度の日数を要します。
- (3) **資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を、落札者として決定します。**
- (4) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書等を提出できない場合、又は資格が無いことを確認した場合には、2番目に高い金額で見積りした者を落札候補者（契約予定者）とし、同じ手順で資格確認を行います。
- (5) 以下、同様に、見積金額の高い者から順に、落札候補者（契約予定者）とし、資格を確認のうえ、落札者として決定します。

## 7 売買契約の締結

- (1) 落札者は、落札者決定の日から5日を経過する日（最終日が広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い広島市の休日でない日）までに売買契約を締結していただきます。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。

## 8 売買代金の支払い

- (1) 売買代金は、契約締結時に売買代金の100分の10以上の契約保証金（手付金）を支払い、残金を契約締結日から1か月以内に支払っていただきます。  
また、契約締結時に売買代金全額を支払うこともできます。
- (2) 売買代金及び契約保証金（手付金）は、広島市が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- (3) 契約締結時に納付した契約保証金（手付金）は、売買代金の一部に充当します。
- (4) 落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたとき（落札者が支払期限までに売買代金を支払わないとき等）は、契約保証金（手付金）は、広島市に帰属します。

## 9 所有権の移転・物件の引渡し

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。  
(注) 物件は、現状有姿のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に広島市が行います。
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

## 10 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただきます。

### (1) 禁止する用途

- ① 契約締結の日から5年間、売却物件を暴力団等がその活動に利用する等公序良俗に反する用及び風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します。

(注) 「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員をいい、「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に

規定する性風俗関連特殊営業をいいます。

② 売却物件について、所有権を第三者に移転する場合又は第三者に対して権利を設定する場合において、新たに所有権を取得する者等に上記①の条件を書面により引き継いでいただきます。

(2) 違約金

落札者が上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を広島市に支払わなければなりません。

(3) 実地調査

上記(1)の条件の履行状況を確認するため、随時、土地の利用状況について 実地調査を行うことがあります。実地調査の際には、落札者に協力していただくこととなります。

(4) 売買契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて落札者の負担となります。

## 1 1 その他

(1) 現地の確認等

① 必ず事前に現地を確認してください。物件には看板を設置しています。

② 現地を確認される際には、周辺の迷惑とならないよう十分留意してください。

③ 物件によっては宅盤が接面道路から高い所もありますので、現地では足元に注意してください。

④ 測量図等の閲覧を希望される方は、売却担当課までお申し出ください。

## 1 2 見積の際に必要な書類等

必要な書類は売却担当課に準備しています。

(1) 売却申請書

(2) 見積書

(3) 印鑑登録済みの印鑑（実印）（使用印鑑届又は委任状による場合は、使用印鑑）

(4) 使用印鑑届（印鑑登録済みの印（実印）以外の別の印を押印される場合）

(5) 委任状（代理人が見積りする場合）

### 13 案内図等

#### 案内図

広島市役所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号



#### 交通機関のご案内

○市内電車  
市役所前  
下車

○市内バス  
(広電バス・広島バス・芸陽バス)  
市役所前  
下車

#### お知らせ

本募集案内の内容や物件の写真は、広島市ホームページ内「広島市有地売却・貸付のご案内」にも掲載しています。

また、各種様式も、このホームページからダウンロードできます。

このホームページは、「広島市有地売却」で検索していただければ、ご覧になれます。